

## 第26回岐阜県農業フェスティバル開催に係る展示・即売等要領

### 1 出展者

岐阜県農業フェスティバル実行委員会を構成する者・協賛者、主催者が特に認めた者

### 2 出展内容

岐阜県農畜水産業の展示・紹介、県産農畜水産物及びその加工品等の展示・即売  
但し、主催者が特に認める場合はこの限りでない。

### 3 出展料（2日間分）

#### (1) 販売小間の場合

1小間基本仕様	小間 <sup>※1</sup> + 販売台 (W1800×D900×H750) + 出展者名板
金額(税込)	25,000円 (26,000円 <sup>※2</sup> )

- ※1 ヒマラヤアリーナ内：間口1800、奥行は作業用のスペースが確保できる程度。  
屋外：間口1800×奥行2700～3600（テントサイズにより奥行が異なる）
- ※2 飲食店営業、弁当・惣菜販売業、乳類販売業などの保健所の許可・届出が必要な出展の場合

#### (2) 展示小間の場合

1小間基本仕様	パネル (W900×H2100) + 出展者名板
金額(税込)	無料

#### (3) 販売台・展示小間等の仕様の選択・追加(無料)

◇ヒマラヤアリーナ内販売台については次の①～②の内から選択する

- ①白塗り寸角の枠・コボレ止め・腰布付き
- ②白塗り寸角の枠のみ

◇屋外販売台については次の①～③の内から選択する

- ①コボレ止め・腰布付き
- ②腰布付き
- ③耐火ボード・腰布付き

◇展示小間については次の資材に変更可

- ①腰布付き机 (W1800×D900×H750)
- ②腰布付き机+サイドパネル

◇作業テーブルは必要に応じて追加可

- ①テーブル (W1800×D600×H700)
- ②丸テーブル (直径90×H700)

※出展者によるテント及び販売台の持ち込みは禁止。冷蔵用オープンショーケースなどの特殊な設備を必要とする場合は、事務局と事前協議すること。

#### 4 その他出展に伴う経費

- (1) 小間の設置（テントを含む）にかかる施工費、電気工事費、水道工事費などの設営経費、開催時の電気代、水道使用料は、主催者の負担とする。
- (2) 食肉販売業、魚介類販売業、乳類販売業、弁当又は惣菜販売業、飲食店営業（いずれも臨時営業に限る）の食品衛生営業許可の届出や申請料については、主催者の負担とする。  
ただし、米穀や酒類の販売などにかかる手続きについては、出展者自らが行うこと。
- (3) 通路、搬入台車上、車上など小間外での販売は原則認めない。小間外での販売を希望する出展者は、出展小間料の加算も含め事務局長と事前に協議すること。
- (4) 上記以外の出展に伴う諸経費は、出展者の負担とする。

#### 5 出展の申込み及び出展の許可、許可の取消し等

- (1) 出展を申込み者は、農業フェスティバル実施計画作成要領に基づき「農業フェスティバル実施計画書」（以下、「実施計画書」という）を作成し、各催事班長を経由して事務局長に提出すること。
- (2) そのうち物販を行う者は、実施計画書に加え、出展等申込書（様式1）に出展責任者及び従業員一覧（様式2）、及び表明・確約に関する同意書（様式3）（但し、実行委員会構成団体、及び構成団体の傘下団体（市町村、農協等）の職員は省略することができる）を添えて提出すること。  
出展当日に、様式2で申請した以外の者を従業員として使用する場合は、当該従業員の住所、氏名、生年月日を実行委員会に届けなければならない。
- (3) なお、「地域特産品コーナー」、「ひだみの屋台横町」、「農業婦人クラブコーナー」に出店を希望する者は、事業所のある市町村へ申し込むものとする。  
市町村は所管する農林事務所とあらかじめ出展小間数について調整すること。また、市町村は提出された実施計画書の記載内容が本要領の2に該当しているか確認するとともに、記載内容に不備がないか確認し、所管する農林事務所へ提出すること。  
農林事務所は、管内出展者の小間数を別途事務局が示すコーナー毎の小間数以内に調整し、各催事班長へ提出すること。
- (4) 岐阜県農業フェスティバルは、岐阜県暴力団排除条例（平成22年12月21日岐阜県条例54条）の主旨に従い実施することとし、以下の項目に該当する者は岐阜県農業フェスティバルへの出展を申込みことができず、申込み後、あるいは出展許可後に判明した場合は、何らの催促も要することなく出展を取り消すことができるものとする。
  - ・ 出展を申込み者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）である場合。
  - ・ 出展を申込み者が、反社会的勢力を従業員等として使用すると認められる場合。
  - ・ 出展を申込み者が、反社会的勢力にみかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合。
  - ・ 出展を申込み者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。
- (5) 出展の可否は、実施計画書の審査・確認を行い主催者が決定するものとする。その際、主催者は出展を申込み者、またその関係者が暴力団員等であるかどうかについて、出展申込み時の書類（様式1～様式3）をもって警察機関に意見を聞くことができるものとする。

- (6) 出展を許可された者は、主催者から請求のあった出展小間料を、主催者が定める口座に期日までに振込こと。
- (7) 出展許可を行った場合でも、期日までに出展小間料が振込まれない場合、虚偽の申請で出展許可を得た場合、申込みを行った者と現に出展している者が異なると判明した場合、本要領及び食品関係留意点等を守らない場合、事務局の指示に従わない場合は、出展許可を取り消すことができるものとし、また翌年以降の出展を許可しない場合がある。
- (8) 各出展者の出展場所は、主催者において決定するが、ひだ・みの屋台横町については抽選を行うこととする。

## 6 資材及び出品物の管理等

- (1) 主催者が用意した資材（テント、展示・販売小間台、作業テーブル等）について、出展者が遺失、破損、汚損等した場合は、その損害を請求する場合がある。
- (2) 出品物の管理
  - ・出品物の管理は出展者が責任を持って行うこと。
  - ・直接日光が食品に当たることによる品温上昇とそれに伴う品質悪化が懸念される場合は、出展者の責任において、来場者の安全と通行等の妨げにならない程度の日よけ資材を設置することを認めるが、設置方法を計画書に記載すること。
  - ・ゴミ（廃油類、段ボール、発泡スチロール、一斗缶等）については出展者が持ち帰ること。なお、会場内の美化清掃について係員の指示に従い協力すること。
- (3) 危険防止
  - ・出展者は、展示・即売等にかかる危険防止について、万全の措置を講ずることとし、次に掲げる物品の持ち込み又は行為を禁ずる。
    - ア 発火又は引火しやすいもの。
    - イ 著しく煙を発するもの。
    - ウ 著しく音響・振動・ほこり・異臭を発するもの。
    - エ 接触又は接近することにより、事故を起こす恐れのあるもの。
    - オ 指定された場所以外での喫煙。
- (4) 生き物の出品
  - ・家畜その他動物は、清潔保全、悪臭防止等の措置を講じ、善良な管理を行うこと。
- (5) 衛生設備
  - ・飲食物を扱う出展者においては、必ず、流水による手洗いのできるタンク、消毒石けん及び消毒液、それらを受ける容器などの衛生設備を設置すること。
- (6) 出展ブースの装飾
  - ・ブース装飾は出展者自らが行うこととするが、小間外の装飾は禁止する。

## 7 電気・火気・水の使用上の注意

- (1) 出展にかかる電気・火気・水の使用については、実施計画書に電気等使用計画を記入し、事務局長と協議すること。
- (2) 電気の供給は、10月27日（土）午前6時から、翌日の28日（日）午後4時までとする。
- (3) ヒマラヤアリーナ内の火気及び水の使用は、原則禁止する。
  - ・ヒマラヤアリーナ内で冷蔵ケース等を使用する場合は、出展者において水漏れ、水の飛散等を防ぐ十分な設備を講ずることとする。
  - ・水漏れ等によりアリーナ床面等の修繕が必要となった場合は、原因となった出展者

が費用負担する。

(4) 飲食に用いる水は、必ずアリーナ西に設置する給水場を利用すること。

## 8 出品物の即売に係る金銭の出納及び売上げ報告

- ・金銭の出納は、すべて出展者の責任で行うこと。
- ・出展者は、フェスティバル当日に主催者に売上報告しなければならない。なお報告の時間、様式は別に定める。

## 9 展示・販売上の注意・禁止事項

- ① 出展者は必ず出展者証を付けること。
- ② 小間外での販売及び呼び込みなどの営業行為を禁止する。
- ③ 自店の購入客が他の出展・営業の妨げとなる恐れがある場合には、出展者の責任において購入客の整列を行うこと。

### <加工食品>

- ④ 加工食品を販売する場合は、あらかじめ所管する農林事務所で販売するすべての加工食品の食品表示を提出し、内容の確認をとることとし、確認を受けていない加工食品の販売を禁止する。
- ⑤ 加工食品の陳列、保管にあたっては、食品表示に記載している保存方法を遵守すること。

### <表示・PR>

- ⑥ 牛肉を用いた食品（牛串、肉巻きおにぎり等）を販売する場合は、県がブランド化を推進している「飛騨牛」をできる限り使用することとし、会期中、店頭を使用する牛肉の牛個体識別番号を標記すること。なお、飛騨牛を使用しない場合であっても、必ず原産地表示を行い、消費者に誤解を与えない販売に努めること。
- ⑦ 実施計画書の中で記載した県産食材については、岐阜県産である旨を表示して県産食材使用をPRすること。
- ⑧ 展示、即売を行う出展者は、フェスティバル後の購入可能場所等について積極的にPRすること。
- ⑨ 富士宮やきそば等の岐阜県の食文化とは関係のない出展は好ましくないが、これらの名称使用に当たっては商標の使用許諾や公認等が必要な場合があるので、出展者自らの責任において事前確認を十分に行うこと。
- ⑩ 後日来場者からの販売商品についての照会への対応等に必要となるため、主催者が設置する各出展名板の移動、取り除き、装飾で隠すことを禁止する。

### <販売・搬入出時間>

- ⑪ 売開始及び終了時間を厳守するとともに、開催時間中に完売となった場合は、来場者への対応として留守番を置くか、もしくは、チラシ又は伝言カード等を置き周知を徹底すること。
- ⑫ 搬出のための車輛の移動は、必ず事務局からの指示（放送）に基づき行うこと。

### <その他>

- ⑬ 即売に用いる袋は、出展者において、独自の物を使用するが、過剰な包装には十分に留意すること。

⑭この要領に定めない事項については、その都度主催者で決定する。

事務局は、善良な管理者としての注意をもって会場全体の管理にあたります。ただし、各出品物の管理は出展者自らが責任を持つものとし、事務局は出品物の盗難、紛失、火災、損傷など不可抗力による出展者の損害に対して補償の責任を負いません。

出展者の行為により事故、損害が発生したときは、当該出展者の責任において解決するものとし、事務局はこれに対し一切責任を負いません。また、天変地異その他の不可抗力その他主催者の責めに帰しえない原因により会期を変更または開催を中止することがあります。ただし、これによって生じた出展者及び関係者の損害は補償しません。